#### Eduardo Marín Silva

#### 11/05/2018

**Introduction.** This document is an updated version of L2/18-058 incorporating feedback given to me during UTC 155 and UTC 156.

**Use of the character.** According to various sources, the character is also used in Japan to indicate that an electrical appliance is of the A type, while the CIRCLED POSTAL MARK (3036 (F)) is used to indicate B type appliances. The distinction between the two is that of likelihood of accident. It is perhaps this reason why it was included in the Morisawa and Sha Ken glyph sets. It is unknown why the original version of the KPS 9566 standard included it or why it was removed in more recent versions.

**Rationale for encoding.** While it is no longer present in the most recent version of the KPS 9566 standard, that only means it is not required for roundtrip compatibility with newer versions, but potentially great amounts of legacy data (which may be of historical significance) may contain the symbol.

Its use as a marker of electrical compliance, while not a reason for encoding, it's a reason to consider since it seems arbitrary to encode one of the symbols but not the other.

Since the circled postal mark was encoded so soon, there is no document to refer to, for the original rationale, so perhaps it was included for reasons unrelated to the electrical national standard. But even the consortium recognizes the lack of semantic distinction by giving the CIRCLED POSTAL MARK a compatibility mapping to the POSTAL MARK (3012  $\overline{+}$ ). In other words, whatever the reason for including the circled postal mark should be enough to include this symbol.

Why atomic encoding is better. The only methods to encode a glyph are as follows:

- Proprietary font
- Standardized Variation Sequence
- Grapheme cluster sequence
- Atomic encoding

The two first methods suffer from the same problem, in that there is no obvious base character to modify. One could suggest POSTAL MARK U+3012, but the presence of other enclosed characters has set the precedent several times, that enclosed versions of characters are not unifiable. Requiring users to map the character to another codepoint would be against the consortium's principles.

Another option is to compose it, but this would require the encoding of a COMBINING ENCLOSING DOWN POINTING TRIANGLE, and support for the enclosing characters is currently lacking, not just at the font level but at the rendering engine level. The consortium has encoded characters like the CIRCLED DIGIT ONE even though there was already a COMBINING ENCLOSING CIRCLE to compose it with. And this potential new character would only be used with the postal mark, so it is not ideal.

**Name.** During discussion, it was brought up that the name was not adequate because the character in question had nothing to do with postage, but this is however fallacious. The name was intended to adequately describe the glyph; indeed, a similar name was proposed by the DPRK in their original proposal (WHITE DOWN-POINTING TRIANGLE WITH POSTAL MARK). That's like saying that the name LATIN CROSS is inadequate, because the character in question has nothing to do with the verb "cross". The same way that cross is a generic term, so it's postal mark.

I can say with certainty that both North Korean and Japanese users would expect a name related to the postal mark, specially considering than in the proprietary glyph sets mentioned below it is placed adjacent to other postal mark symbols.

A possible alternative is DOWN TACK WITH OVERBAR ENCLOSED IN DOWN POINTING TRIANGLE, or JAPANESE SYMBOL FOR TYPE A ELECTRONICS, but the consortium should use the more expected name, whatever that might be, and for that, proper consultation with the national bodies should be made.

Following the feedback given by the ad-hoc, the proposed name is now: SYMBOL FOR TYPE A ELECTRONICS, however the original name (POSTAL MARK ENCLOSED IN DOWN POINTING TRAINGLE) is proposed as an informative alias.

**Codepoint and reference.** Following the ad-hoc recommendation, I no longer propose it to be in the Idepgraphic Symbols and Punctuation block, but at 2B97 in the Miscellaneous Symbols and Arrows block.

Entry.

## 2B97 ▼ SYMBOL FOR TYPE A ELECTRONICS

### = postal mark enclosed in down pointing triangle

旧電気用品 6

取締法・甲種

旧電気用品 <sup>日</sup> 取締法・乙種

A06-0446001 001XYAB1082,001NYDB1117

National State
 National State<

術基準適合証明

• For type B electronics use 3036 🕣

#### 郵便以外の〒マーク [編集]

郵便以外で利用される〒マークとして、次のようなものが存在する。

#### 電気用品取締法 [編集]

家庭用電気製品やその他の電気器具について、電気用品取締法に基づく試験に合格した証印として、逆三角形(甲種)や円形(乙種)の中に「〒」を描いたマークが使われ ていた。その由来はかつて「逓信省電気試験所」が電気製品に関する試験を行っていたためとされている。なお、逓信省電気試験所は商工省に移管の後、電気試験業務は日 本電気計器検定所(経済産業省所管)に引き継がれている。

なお、2001年(平成13年)に電気用品取締法が電気用品安全法に改称され、同義のマークもひし形や円形の中に「PSE」を描いたものに変更され、これ以降に製造された電 気製品に「〒」は使われていない。

#### **電波法及び電気通信事業法** [編集]

1985年(昭和60年)より電話機やファックスなどの端末機器について電気通信事業法の技術基準適合認定として、また、1987年(昭和62年)より携帯電話端 末やPHS端末などの無線機器について電波法の技術基準適合証明として、「〒」を用いた円形マークを用いていたが、1991年(平成3年)に統一され、1995年 (平成7年)より稲妻のデザインと「〒」を組み合わせた円形の**技適マーク**が使用されている。なお、2010年(平成22年)からは、印刷やラベル貼付以外に ディスプレイ表示させることも認められた。

## [] / · · · ·

**Figure 1.** Entry on the japanese wikipedia page for the postal mark: https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%83%B5%E4%BE%BF%E8%A8%98%E5%8F%B7

剣 Ken Lunde (ノ) @ken_lunde	、林劍)		Following
「乙種電気用」 POSTAL MARK (右) ® Translate from Japanese		+3036 <del>同</del> ( と「甲種電	
r		1	20
963D 74C8	963E 74C9	963F 74CA	9640 74CB
964F 74D8	9650 74D9	9651 74DA	9652 74DB
74E8	74E9	74EA	74EB

# **Figure 2.** Tweet by Ken Lunde demonstrating its inclusion in the Morisawa glyph set.

角 Ken Lunde (小林劍) @ken_lunde	Following
SK (写研) コードの	「甲種電気用品」記号
Translate from Japanese	
$2F74$ $2F75$ $\sim$	FCF4 グループ外字 FCF5 グループ外字
2 F 7 6 @ 2 F 7 7 @	FCF6 グループ外字
ODTO	FCF7 グループ外字
2 F 7 8 -*>	FCF8 グループ外字
2 F 7 9	FCF9 グループ外字
2 F 7 A	FCFA グループ外字
2 F 7 B C	FCFB グループ外字
2F7C 🐑	FCFC グル プ外字
2 F 7 D 🗑	FCFD グループ外字
ZF7E T	FCFE グループ外字
2 F 7 F =	FCF0 グループ外字
- 407 —	

Figure 3. Inclusion in the SK code glyph set along with other already encoded characters such as POSTAL MARK FACE 
→ and JAPANESE INDUSTRIAL STANDARD SYMBOL 
→.

렬		_		-		-					_		_		_		-								
N	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37 3	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	<b>Figure 4.</b> Original inclusion in the
1	$\overline{)}$	*	0	1	`		^	ř	•	,	٥	1	:	2	"	,	"	"	(	)	()	)	[	]	KPS 9566 standard:
2	` «	$\gg$	<u>,</u>	S	$\propto$	• •	2	SS	ş	∈	Э	⊆	⊇	C :	5	∉	∌	ŧ	⊉	¢	$\not\supset$	υ	$\cap$		https://web.archive.org/web/20
3	8	9	v				5	55	5		В		D		-		H	I		K	L	M	N	0	151125222129/https://www.itsc
		_				1	H	A	-1	-	괴	- 	<u>ע</u> ו		г гд		궤	-+	,	に		रव	<u>-</u> ਪ	ᆳ	j.ipsj.or.jp/iso-ir/202.pdf
4	<u> </u>	ш.	T	T							거	71	-1	-7	11	-11	71		-						
5		Ч	Ш	Щ	Ъ	Ы	Ь	Э	Ю	Я		_	_			_					-		5		
6	Ω									α	β	γ	δ	3	ζ		θ	L	κ	λ	μ	ν	ξ	0	
7	24	29	26	Ø	28	29	30			1	Ū	C	2		Ð	$\bigotimes$	$\odot$	⊗	Ī	9	€	▣	\$		
8	dm	dm²	dm³	km	km²	kт	fm	nm	μm	‰	™₹	μg	mg	kg	₽V	nV	μV	mV	kV	MV	pA	nA	μA	mA	
9		-	1	+	F	T	+	⊥	+	Г	٦	Г		L	L	Г	Г	+	H	Η	H	-1	-	-	
10	Ŭ	す	ず	せ	ぜ	そ	ぞ	た	だ	5	ぢ	っ	っ	づ	τ	で	Ł	ど	な	に	82	ね	の	は	
11	ジ	ス	ズ	セ	ゼ	17	- ۱	タ	ダ		ヂ	ッ	ÿ	vj	テ	デ	7	ド	ナ	=	R	ネ	1	ハ	
12		1	2	- ~	<u> </u>	1	×	î	_	ź	Ť	í	/	Ń		1	+	1		¥			Ŧ	1	
12	U	1.0	~	~	1 2	12		Ŷ			•	•	•	•	-	-		•	•	•	•	-		Ċ	
	N	-																							💮 は電気製品の安全マークです
																									~
																									文字サイズ変更大中小
・ップ	' > 1	ē, Ţ.	製品を	安全	に使	うた	めに	> 電	気製品	品安全	全の歴	歷史													
・ップ HO	' > 電 ME		製品を	:安全	≧に使	うた							全(	の居	<b>Ē</b> .	史									文字サイズ変更「大」中」小
но			y Ha を	:安全	t に使	うた	1	Eś	<b>₹</b> ,‡	製品	品3	安全					行わ	nt	きたフ	か、-	その歴		501	て簡	文字サイズ変更「大」中」小
HO	ME L'92	גל	y品を 主な;		≧に使	うた	て ここ 日本	<b>し</b> ま では	<b>気</b> の 、電		品 3 品の5 製品 <sup>2</sup>	<b>安</b> 合 安全性 を安全	生確付 ≧に事	<sup>呆がど</sup> <sup>設造す</sup>	のよるた	うに1 : めの <del>1</del>	制度	は、j	逓信行	首 (J	見 在の	)経済	新産業	省や新	文字サイズ変更 大中小 サイト内検索 HISTORY
HO FE	ME ニック こ E /	クス Aの3		活動		ijt.	て ここ 日本 まる	<b>し</b> では にお っと言	<b>気</b> り 、電 ける われ	製品	品の 記の 製品 ます。	<b>安</b> 全性 を安全性	生確付 ≧に事 寺、込	<sup>呆がど</sup> <sup>設造す</sup>	のよ るた 電気	うに1 : めの <del>1</del>	制度	は、j	逓信行	首 (J	見 在の	)経済	新産業	省や新	文字サイズ変更 大 中 小 サイト内検索 HISTORY 単にお話ししておきましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始
HO トヒ SC	ME イック CEA	クス Aの 品認	主な;	活動		i)t	ここ 日本 まる に応	では にお いと言	、 電 ける われ 安全	してい てい 性の	品の <sup>5</sup> 副の <sup>5</sup> 製品 <sup>3</sup> ます。 試験 <sup>5</sup>	<b>安</b> 全性 を安全性 を安全 当時	生確値 ≧に事 寺、逃	<sub>裂</sub> 造す <sup>製造す</sup> いまし	のよ るた 電気	:うに1 :めのf [試験]	制度 所(·	は、j 一般	逓信1 財団)	省(現 去人	見在の 電気罗	)経済 史全現	斎産業 景境₫	省や新 研究所	<b>文字サイズ変更 大 中 小</b> サイト内検索 <b>HISTORY</b> 単にお話ししておきましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始 などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼
HO トヒ SC 電気 協議	ME ニッコ こ E ノ 式製品 会の	ウス Aの 記認 概要	主な氵	活動 議会	とは	;うた	ここ 日本る に応 その	では にお にお言 い後、	、電 ける われ 安全 大正	<b>設</b> 気製 電気 てい 性の	品の登録品でいた。	<b>安</b> 全性 を安全性 を安全 ら電料	生確 住 在 ほ ま 、 込 っ て し の で し の の の の し に 事 。 込 の の の の の し の の の の の の の の の の の の の		のよ る電た。 在の	:うに1 :めのf [試験] )電力:	制度 所(· 会社	は、う 一般! )に	逓信1 財団 よる1	首(現 去人 電線・	見在の 電気3 や配線	)経済 安全球 限器 <i>員</i>	客産業 環境研 具なと	「 「 们 究 所 " の 安 : " の 安 :	文字サイズ変更         人中小           サイト内検索           単にお話ししておきましょう。           総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼           全性の管理が始まり、昭和10年には逓信省が電気用品
HO トヒ SC 電気 協議 第三	ME ピック こEノ 気製品 会の 者認	ウス Aの 記録 概要制	主な 証協 ・ 沿革	活動 議会 概	とは	i)t	こ 日まに そ取続	では にでは いたでは いた にお 言 じて の後、 則 規則	、 電 は お な 本 ま 、 電 た る れ な 全 一 正 制	<b>設</b> 気製 気 気 い に 13年 し.	品の別におりていた。	安全 安全性 安全性 安全世 安全世 子 で の の で の の の の の の の の の の の の の の の	生確 住 き に 事 し こ ま て し る 会 名 君		のよる電た。 在 どに	:うに1 :めのf :試験f つ電力: :加え、	制度 所(· 会社家)	は、j 一般 )に ( ) に	逓信1 財団 よる 電	省( ま 人 電 線・	見在の 電気5 や配線	)経済 安全球 限器具	客産業 環境研 見なと		文字サイズ変更 大中小 サイト内検索 日まれの検索 単にお話ししておきましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始 などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼 全性の管理が始まり、昭和10年には逓信省が電気用品 製品の取り続きりが始まりました。この規則により、製
HO トヒ SC 電気 協議 第三 会則	ME ピック CE 気製品 会の 者認	<b>クス</b> Aの 記 翻 概要 制・	主な 証協 ・ 沿 車 度の	活動 議会 要準	とは	ijt	こ 日まに そ取続	では にでは いたでは いた にお 言 じて の後、 則 規則	、 電 は お な 本 ま 、 電 た る れ な 全 一 正 制	<b>設</b> 気製 気 気 い に 13年 し.	品の別におりていた。	安全 安全性 安全性 安全世 安全世 子 で の の で の の の の の の の の の の の の の の の	生確 住 き に 事 し こ ま て し る 会 名 君		のよる電た。 在 どに	:うに1 :めのf :試験f つ電力: :加え、	制度 所(· 会社家)	は、j 一般 )に ( ) に	逓信1 財団 よる 電	省( ま 人 電 線・	見在の 電気5 や配線	)経済 安全球 限器具	客産業 環境研 見なと		文字サイズ変更 大 中 小 サイト内検索 日日STORY 単にお話ししておさましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始 などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼 全性の管理が始まり、昭和10年には逓信省が電気用品 製品の取り続まりが始まりました。この規則により、製
HO トヒ SC 電気 議 第三 会則	ME こ E / 気製語 会の 記 記 記 記 記 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	<b>クス</b> Aの 記 認 概 証 則・ 会の	主なジャンションを行った。	活動 議会 要準	とは	:5tc	こ 日まに そ取造	<b>で</b> は にでは なにお言 び び 後、 則 第業者	<b>、</b> 間 、 間 の の の で 、 で し る れ た 正 制 割	<b>設</b> 気製 電気い 13年 し、 入事	品の???	<b>安</b> 全 を安全 を安全 を 安全 で を 行 ・ 。 な で 電 間 の や 電 の の や で の の の の の の の の の の の の の	生産に ひんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう しんしょう しんしょう ほうしん いんしょう しんしょう ひんしょう ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょ ひんしょう ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ	<sup>最</sup> がど 建 信 ま し 現 な で 。	のよる電た。在ど安	:うに1 :めのf : (試験) で 力: : 加え、 : (性の)	制 ( · 会 、 試験	は、j 一般 ) に の	逓信1 財団 よる 電撃 ける こ	省 ( 現 ま 人 電線・ 調 器 - こ と 7	見在の 電気 野 む 記 総 と が	)経済 安全時 【器具 【も含 義務	客産業 環境研 見なと 含めた	<ul> <li>(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)</li></ul>	文字サイズ変更 大 中 小 サイト内検索 単にお話ししておきましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始 などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼 全性の管理が始まり、昭和10年には逓信省が電気用品 製品の取り続まりが始まりました。この規則により、製
HO トピ SC 電気 協議 第三 会則 SCE	ME こ E / 式製品 会の 都 記 細 三 A 入 覧	<b>クス</b> Aの 記 認 概 証 則・ 会の	主なジャンションを行った。	活動 議会 要準	とは	i) t	ここ 日まに そ取造 それた	でないない 後規業 い電気	、 むけわ安 大をや 、 用品	気電で性の13定入の約	品の	安 全 安 全 安 当 行 -	生確 ( 歩う) 登记記 つせ間の	★ 送售、 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500 ± 500	の る電た 在ど安 にに	:うに1 :めのf の 動 加 た い た た の た に わ : い い に に う に 1 : の の の た : の の の た : の の の た う に ろ : つ に う っ 、 う に う っ 、 う い の う っ 、 う い う つ 、 つ う っ 、 う つ 、 つ	制所 会、試 つい 社家験 つ面	は、; ) 庭を あも に用 受 っ多	逓		見 て 気 て 気 て の の の の の の の の の の の の の の の	)経済ませる。 その日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	斉産環境 電力 したい いんしょう ううしょう ううしょう ううしょう ううしょう うちょう うちょう うち	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	文字サイズ変更 大中小 サイト内検索 サイト内検索 日日STORY 単にお話ししておきましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始 などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼 全性の管理が始まり、昭和10年には逓信省が電気用品 製品の取り続きりが始まりました。この規則により、製 承認品に、マークが表示されました。 締まりの対象に加えられましたが、昭和10年に制定さ なったため、危険な粗悪品が消費者の手に渡ることを防
HO FE SC 電镜 議三 会員 SCE 員務	ME CEA 会者 に 和 気 に の 認 部 細 に ろ の に ろ の に の の の の の の の の の の の の の	カス ムの語 観 戦 記 し 、 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	主なう 正協調 ・沿 車 度の に 運 用 に 家 に	活動 議会 要準	とは	.jt	こ 日まに そ取造 それたた	こではなっていたのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 いいのでは、 いいのでは、 いいのでは、 いいのでは、 いいののでは、 いいののでは、 いいの	、 けわ安 大をや 、用、 てい おれ 全 正制輸 戦品 安	<b>設</b> 気電て性 13定入 後取全性 (後取全性)	品の534 製ま試 頃、業 復規を確	安全 安全 を を を ち 家 は 電 合 れ 世 で そ で で そ 、 を た の の や 電 の や の の で の の の の の の の の の の の の の	生確作 生 全 ま っ ご 会 ま っ こ の 世 の し 、 て 、 会 泉 、 て 、 会 泉 、 て 。 会 泉 、 て 。 会 泉 、 て 。 会 泉 、 て 。 会 泉 、 て 。 の 合 記 、 の し 、 の の こ の の の し 、 の し 、 の の し 、 の の し 、 の の し 、 の の し 、 の の し 、 の の 、 の の し 、 の の の の の し 、 の の の の の の の の の の の の の	₹ 災禿にぇ ± 54 美術 → 100000000000000000000000000000000000	の る電た 在ど安 にに律	:うに1 :めの 和 立 た ひ て に て に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ 1 こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	制所(・社家)験 つい昭和:	は、; j ( ) 庭を あも 36年	逓信1 財団 は の け る 1 間 な に	省(5 ま人 電 熱器 こと 車 見 気	見てていた。 見てていた。 見ていた。 たいでした。 に、 たいでした。 見ていた。 たいで、 たいで、 たいで、 たいで、 たいで、 たいで、 たいで、 たいで、	)経全ませます。 報行 御行	脊産薄荷 青環境 しまう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょ	(当や新 研究所) の電気れ、 取りた。 した した。	文字サイズ変更 大中小 サイト内検索 サイト内検索 日日STORY 単にお話ししておきましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始 などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼 全性の管理が始まり、昭和10年には逓信省が電気用品 製品の取り続きりが始まりました。この規則により、製 承認品に、マークが表示されました。 締まりの対象に加えられましたが、昭和10年に制定さ なったため、危険な粗悪品が消費者の手に渡ることを防 されたわけです。当時の電気用品取締法は、政府が決
HO FE SC 電镜 議三 会則 SCE 会員 事務	ME CEA 会者 に 和 気 に の 認 部 細 に ろ の に ろ の に の の の の の の の の の の の の の	<b>クス</b> Aの 記 認 概 証 則・ 会の	主なう 正協調 ・沿 車 度の に 運 用 に 家 に	活動 議会 要準	とは	i) t	こ 日まに そ取造 それぐめた	こでにとじ 後規業 小電め安全	、 けわ安 大をや 、用、基 るれ全 正制輸 戦品安準	<b>設</b> 気 電て性 13定入 後取全や 13定入 後取全や	品 製ま試 頃、業 復規を品	安 安 安 安 安 二 で 来 長 - - - - - - - - - - - - -	生産にあっ 登记記 つせるこう ひょうしん ひょうしん ひょうしん ひょうしん しゅうしん	☆ ☆ 査 は 書 魚 ( ) りのく ど す 省 し 現 な で 一般状 法 は	の る電た 在ど安 にに律い	:うに行きたい。 のの利用の のの利用の の利用の した にの した に の の の の の の の の の の の の の	制所 会、試 つい昭内 社家験 つ面和容	は、; j ) 庭を あも 36年 つ う 36年 つ	逓財団 よのけ たくにいて、	省(J ま 人 電 熟 こ を 庫 見 気 行 可	見電 や具な や品用敗の おおしん しんしょう おおお しんしょう いんしん しんしょう ひんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう ひんしょう しんしょう ひんしょう ひんしょ ひんしょう ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ	)経全球 製き 報行 (福祉)	音環境 具含め よども主部 しんたい せんしょう	(雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴)	文字サイズ変更 大中小 サイト内検索 サイト内検索 単にお話ししておきましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始 などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼 全性の管理が始まり、昭和10年には逓信省が電気用品 製品の取り続きりが始まりました。この規則により、製 承認品には、一一クが表示されました。 痛まりの対象に加えられましたが、昭和10年に制定さ なったため、危険な粗悪品が消費者の手に渡ることを防 されたわけです。当時の電気用品取締法は、政府が決 いう法律でした。実際には、財団法人日本電気用品試
HO FE SC 電袋 議 三 一 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	ME CE ス製品の認細 に 和 ス 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ウス Aの: 認要制・ 会の	主なう 正協調 ・沿 車 度の に 運 用 に 家 に	活業革概基内	とは	;) t	こ 日まに そ取造 それぐめ験	こったい 後規業 小電め安何	、 けわ安 大をや 、用、基在 るれ全 正制輸 戦品安準の	22 気 電て性 13定入 後取全や一	品 製ま試 頃、業 復規を品財 の 品す。除 か電者 興則確に団	安全を、をら線は こで呆表去人	生産に、ひ、登记気、つせるとの電気、ひ、登記気、ひましたの気、したので、1000の1000のです。	⊀ 迷憶⇒ 土昌魚 つりのて安び す省し 現なで 般状法は理	の る電た 在ど安 にに律い境	:うに1 : かの 静 か た た た 1 た に 1 た に 1 た に 1 た に 1 た に 1 た に 1 た に 1 た こ た い に う に 1 た い た い た い た い た い た い た い た い た い た い た い た い た い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い い に い い に い い い い い い い い い い い い い	制所 会、試 つい昭内。 度(・社家験 つ面和容以	は、 ) 庭 を あもるに 、 か の 多 年 つ い 「 「	逓財団 よのけ たくにいて、	省(J ま 人 電 熟 こ を 庫 見 気 行 可	見電 や具な や品用敗の おおしん しんしょう おおお しんしょう いんしん しんしょう ひんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう ひんしょう しんしょう ひんしょう ひんしょ ひんしょう ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ	)経全球 製き 報行 (福祉)	音環境 具含め よども主部 しんたい せんしょう	(雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴)	文字サイズ変更 大中小 サイト内検索 サイト内検索 日日STORY 単にお話ししておきましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始 などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼 全性の管理が始まり、昭和10年には逓信省が電気用品 製品の取り続きりが始まりました。この規則により、製 承認品に、マークが表示されました。 締まりの対象に加えられましたが、昭和10年に制定さ なったため、危険な粗悪品が消費者の手に渡ることを防 されたわけです。当時の電気用品取締法は、政府が決
HO トヒ SC 電気 議第三 引 SCE 員務 の	ME CEA (製品のの認細 に入り この この に製品の の 認細 に この の に の の に の の の に の の の の の の の の	カス Aの 部 概 証 則 ・ クの う 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	主な ご協調 ・ 沿 直 の 調 二 定 案 に は	活 議 転 概 基 内 は ?	とは	;jc	こ 日まに そ取造 それぐめ験	こったい 後規業 小電め安何	、 けわ安 大をや 、用、基在 るれ全 正制輸 戦品安準の	22 気 電て性 13定入 後取全や一	品 製ま試 頃、業 復規を品財 の 品す。除 か電者 興則確に団	安全を、をら線は こで呆表去人	生産に、ひ、登记気、つせるとの電気、ひ、登記気、ひとうな気、して、全線試してしたな気気	☆ ☆ 査 は 書 魚 ( ) りのく ど す 省 し 現 な で 一般状 法 は	の る電た 在ど安 にに律い境	:うに1 : かの 静 か た た た 1 た に 1 た に 1 た に 1 た に 1 た に 1 た に 1 た に 1 た こ た い に う に 1 た い た い た い た い た い た い た い た い た い た い た い た い た い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い い に い い に い い い い い い い い い い い い い	制所 会、試 つい昭内。 度(・社家験 つ面和容以	は、 ) 庭 を あもるに 、 か の 多 年 つ い 「 「	逓財団 よのけ たくにいて、	省(J ま 人 電 熟 こ を 庫 見 気 行 可	見電 や具な や品用敗の おおしん しんしょう おおお しんしょう いんしん しんしょう ひんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう ひんしょう しんしょう ひんしょう ひんしょ ひんしょう ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ	)経全球 製き 報行 (福祉)	音環境 具含め よども主部 しんたい せんしょう	(雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴) (雪穴)	文字サイズ変更 大中小 サイト内検索 サイト内検索 単にお話ししておきましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始 などの前身)が利定した電気用品試験規則によって始 などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼 全性の管理が始まり、昭和10年には逓信省が電気用品 製品の取り続きりが始まりました。この規則により、製 承認品に、アークが表示されました。 備まりの対象に加えられましたが、昭和10年に制定さ なったため、危険な粗悪品が消費者の手に渡ることを防 されたわけです。当時の電気用品取締法は、政府が決 いう法律でした。実際には、財団法人日本電気用品試
HO トピ SC 電気 議 三 朝 SCE 員務 SCE 員務	ME CEA 会者i・A A の認細 に A 入覧 マー 検ィン	クス Aの 部 概 証 則 会の - クと の をメ	主な	活動産概基内はいたるので、	とは の?	:5t	こ 日まに そ取造 それぐめ験た	で にっこう 後規業 か電の定て ほようて 後規業 かてのたます (品の)	■ 「「「「「「」」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」	夏 電て性 13定入 後取全やーマーク	品 製ま試 頃、業 復規を品財等	安全ををら線は こで呆表去表す。 そうしょう そうしょう しょうしょう 大学 ないしょう しょうしん しょうしん しょうしん しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう ひょうしょう しょうしょう しょうしょうしょうしょう ひょうしょうしょう ひょうしょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょう ひょうしょう ひょうしょうしょう ひょうしょう ひょうしょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょうしょう ひょうしょう ひょうしょうしょう ひょうしょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょうしょう ひょうしょうしょう ひょうしょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうしょう ひょうひょう ひょうひょうひょう ひょうひょうひょう ひょうひょうひょう ひょうひょうひょう ひょうひょう ひょうひょうひょうひょうひょうひょう ひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひ	生 全寺っ 登记 司 っせるっ 電す こうしん 谷銀 動 せいしょう すいしょう ひょうしょう	そ 受想にす 土 具所 一実のく安という す省し 現なで 般状法は理い	の る電た 在ど安 にに律い境;	:うに1 このの前していた のの前した。 のの前にたた。 ののでした。 ののでし	制所 会、試 つい昭内。た せいいい たい たい たい たい たい しょう たい しょう しょう たい しょう	は ( 般 に 同 受 っ 多 年 つ い 下 「	逓 聞		現電 や具な や品 用 政いう おお しょう しょう おお しょう おお しょう しょう おお しょう (加) (利) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	)経会 見ざ 義機行線がある しょうしん しょうしょう ひょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう ひょうしょう しょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょう しょうしょう ひょうしょう ひょう ひょうしょう ひょうしょう ひょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょう ひょうしょう ひょう ひょう ひょうひょう ひょうひょうひょう ひょうひょう ひょうひょうひょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひ	斉橐 具含み よと去 軽がす くろう しんせい うちょう しんしょう ほうしん しょうしん しょうしん いいしん いいしん いいしん いいしん しんしょう ひんしょう しんしょう しんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう しんしょう しんしょう しんしょう ひんしょう ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ	省 (の 電 ら 取 と 制 る 機	文字サイズ変更 大中小 サイト内検索 サイト内検索 単にお話ししておきましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始 などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼 全性の管理が始まり、昭和10年には逓信省が電気用品 製品の取り続きりが始まりました。この規則により、製 承認品には、一一クが表示されました。 痛まりの対象に加えられましたが、昭和10年に制定さ なったため、危険な粗悪品が消費者の手に渡ることを防 されたわけです。当時の電気用品取締法は、政府が決 いう法律でした。実際には、財団法人日本電気用品試
HO トピ SC 電気 協第三 会 い に 日 の の こ の の の の の の の の	ME こ E / 載 会 者 i・A 入覧 マーー検 マーー検 マーー	クス Aの 部概証則 会 - クの を を かついで	主な ご協調 ・ 沿面の 調 二 こ 二 は し し い し し い し し い し し い し し い し 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	活動産概基内はいたるので、	とは の?	i) the	こ 日まに そ取造 それぐめ験た 昭二 本る応 の綿事 れたたた所製 和	でないたいで、 でで、 に、 で、 に、 で、 に、 で、 に、 で、 に、 で、 に、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	■ 「 こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ 記 記 気 電 こ る れ 全 正 制 輸 戦品 安 準 ● に に	22 気 電て性 13定入 後取全やーマー 入 後取全や一マー ろ	品 製ま試 頃、業 復規を品財等 と、	安全を、を、ら線は、こで呆表去表電気 全、安当行、戦略電、合はす示人示、気	生 全寺っ 登记気 っせるっ電す 以往 こうて 会線試 せ間たな気る 品の	そ 受想にす 土 具所 一実のく女と りぎょう す省し 現なで 般状法は理判 及	の る電た 在ど安 にに律い境; 率よ た気。 のに全 普合とけ配し か	:うに1 のの前して、1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年10月10日10月10日10月10日10月10日10月10日10月10日10月10日10月10日10月10日10月10日10月10日10月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10日1月10月10月10月10月10月10月10月10月10月10月10月10月10	制所 会、試 つい昭内。 る度 (社家験 つ面和容以 ると	はー ) 庭を あもるに下 と	逓 聞 聞 は の は た く に い 「 JET」 に、 「	首去 電熱こ 蔵不電   電気器とフ すし気行とし 気	現電 や具な や品用政い による しんしょう しんしん しんしょう しんしん こうしん しんしょう にんしん アイス にんしん こうしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん し	)足	斉環 具含み よと五館行 女産境 なみだけ どるこれす がれ	省 究 で 取と制る機 1次	文字サイズ変更 大中小 サイト内検索 日日の一次 単にお話ししておきましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始 などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼 全性の管理が始まり、昭和10年には逓信省が電気用品 製品の取り続まりが始まりました。この規則により、製 承認品に、「マークが表示されました。 備まりの対象に加えられましたが、昭和10年に制定さ なったため、危険な粗悪品が消費者の手に渡ることを防 されたわけです。当時の電気用品取締法は、政府が決 いう法律でした。実際には、財団法人日本電気用品試 の代行機関として安全性の試験を行い、事業者が合格し
HO トピ SC 電気 議三 会員 務 の こ とん の こ の こ の の こ の の こ の	ME CE 、 製品の認細 入覧 マー 検ィッグ	クス Aの 調概証則・ の ククの を メ がついる ククの	主な ご協調 一 で 一 こ で こ こ は し し リ い る し し し い い る の に う に の に う に の に う に の に う に の に う に の に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に う に い こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	活動を概基内はいいというでは、	とは の? ロコ!	i) t	こ 日まに そ取造 それぐめ験た 昭の対	<ul> <li>では</li> <li>お言て</li> <li>の気が美業</li> <li>い電の安</li> <li>現</li> <li>現</li> <li>の気に全現</li> <li>は</li> <li>1404</li> </ul>	【 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	2	品 製ま試 頃、業 復規を品財等 とを増	安全を、を、ら縁は、こで呆表去表、電やして、などので、それで、「ない」では、ないで、それで、こので、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それ	生 全寺っ 登记気 つせるっ電す 裂て確 傳過し 谷線試 せ間たな気る 品対	そ 災禿い 土呂魚 つりのて安と りちしど す省し 現なで 般状法は理? 及ま	の る電た 在ど安 にに律い境う 率しよ た気。 のに全 普合とけ配く かた	うにの一般の一般のないで、「おいた」のでは、「ないたい」のでは、「ないたい」では、「ないたい」では、「ないたい」では、「ないたい」では、「ないたい」では、「ないたい」では、「ないたい」では、「ないたい」	制所 会、試 つい昭内。た るこ度(・社家験 つ面和容以。 との	は ) 庭を あも36に下 とと	逓 聞 聞 は の は た く に い 「 し に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	首去 電熱こ 蔵不電   電れこ しまう 電力 電力 電力 こうしょう こうしょう しょうしん しょうしん 気い	見電 や具な や品用欧小 にででの 解など 洗が品機() よる同	②定 製さ義 機行知所ら う様狂子 器合務 ねす涼確か すに	育業 見含务 よどち 留行 女 立 産境 なめづ どるこれ可び が麻	省死 の電ら 取と制る機 辺ののです れいしん しょうしょう	文字サイズ変更 大中小 サイト内検索 日日の一次 単にお話ししておきましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始 などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼 全性の管理が始まり、昭和10年には逓信省が電気用品 製品の取り続きりが始まりました。この規則により、製 承認品には、一、一クが表示されました。 編まりの対象に加えられましたが、昭和10年に制定さ なったため、危険な粗悪品が消費者の手に渡ることを防 されたわけです。当時の電気用品取締法は、政府が決 いう法律でした。実際には、財団法人日本電気用品試 の代行機関として安全性の試験を行い、事業者が合格し
HO トピ SC 電気 議三 会員 務 の こ とん の こ の こ の の こ の の こ の	ME CE 、 製品の認細 入覧 マー 検ィッグ	クス Aの 調概証則・ の ククの を メ がついる ククの	主な ご協調 ・ 沿面の 調 二 こ 二 は し し い い 間 二 、 二 の に 、 二 の に 二 二 の に 二 つ の 二 二 の に 一 二 の に 一 二 の に 一 二 、 二 の に 一 二 、 二 の に 、 二 、 の に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	活動を概基内はいいというでは、	とは の? ロコ!	; j t	こ 日まに そ取造 それぐめ験た 昭のと、本る応 の綿事 れたたた所製 和対、	こでにしてい、後規業した電気の安全現在の年とのでは、お言て、、則者の気に全現には多いのです。	【 ● 「 ● 一 ● 一 ● 一 ● 一 ● 一 ● 一 ● 一 ● 一 ● 一		日 副 製ま試 頃、業 復規を品財等 とを必ろう 品す験 か電者 興則確に団を (増す)	女 を、を、ら線は、こで呆表去表 電やない ないまた ういう しょう ない ない ういしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん ひょうしん ひょうしん ひょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん ひょうしん ひょうしん ひょうしん しょうしん ひょうしん ひょうしん しょうしん しょうしん しょうしん ひょうしん ひょうしん ひょうしん しょうしん ひょうしん しょうしん ひょうしん ひょうひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう	生産に、て、会紀式、つせると電す、裂くが事件であって、会紀試してもしたな気る、品対事業のようで、このです。	⊀ 災想⇒↓ 土昌策 つりのて安と かちきが 造信し 現なで 般状法は理い 使まで	の る電た 在ど安 にに律い境; 率し 安よ た気。 のに全 普合とけむし かた全	うにわれていたので、これでは、そうには、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	制所 会、試 つい昭内さん るこ確度(・社家験 つ面和容以。 との認	は、 ) 庭を あも36に下 とと ( 1 ) 庭を あも36に下 とき 自	逓財 よのけ たくにいJET に、 己 宿団 る電る 冷い JET に、 ご 確 1		見電電 や具な や品用扱い にですればなど 洗が構取関 ことては	約22 、 製 ご 器 機行双引 らう 一様 よ どうしょう しょう しょうしょう ひょうしょう ひょう ひょう ひょう ひょうしょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひ	各環 具含み よと去館が 女にヽ「葉母 なめづ どろ」認可 が政「乙	省 一 で 電 ら 取と制る機 辺の 種 の 気気れ、 りと定として ぐ 許 電	文字サイズ変更 大中小 サイト内検索 日日の一次 単にお話ししておきましょう。 総務省の前身)が制定した電気用品試験規則によって始 などの前身)が利定した電気用品試験規則によって始 などの前身)がその規則に基づき、事業者からの依頼 全性の管理が始まり、昭和10年には逓信省が電気用品 製品の取り続まりが始まりました。この規則により、製 承認品には、一・クが表示されました。 編まりの対象に加えられましたが、昭和10年に制定さ なったため、危険な粗悪品が消費者の手に渡ることを防 されたわけです。当時の電気用品取続法は、政府が決 いう法律でした。実際には、財団法人日本電気用品試 の代行機関として安全性の試験を行い、事業者が合格し

Figure 5. Page discussing the history of its use in Japan: <u>http://www.s-ninsho.com/s\_history.html</u>

0 13 17 19 1 5 6 10 11 12 14 15 16 18 2 3 g タペセ るピ ルピク ラフ シブルッ 73 ルホ カパルス バレ ラフドア ムフトエ タ・ ~ ンポトイ 12000 ř ジネト ピ ク Ś Э ソ タ ッ ラ ガメ クマロイ ンユア スルク N7 ロミンク トメンガ <u>בם</u> ルピ  $\boldsymbol{\nu}$ 12020 トボ ホ ドポ マッ ク マル N ラ ブルル 7 アレピ F 7 駋 盟 **形**成 医療法人 学校法人 協同組合 社団法人 法医人療 法学人校 組共合同 組協合同 12040 トゲ 춡 共同組合 合資
会社 合名
会社 宗教法人 郵便番号 会合社資 会合社名 ſ 12060 法社 ę 番郵号便 C 8 Ŧ J 1 11 X  $\epsilon \hbar \mu \varphi$ 12080 " б JAS θ ς C R ζ 12100 🮵 ζ !! !? !! R /> Г 12120 J 12140 12160  $\otimes$ 12180  $\oplus$  $\overline{\nabla}$ Ø  $\times$  $\Theta$  $\oslash$  $\square$  $\oplus$  $\overline{\nabla}$ 12200 < 12220 ||||| 38 ✻ Q 12240  $\odot$   $\odot$  $\diamond$ ٥ ٠. 0 Ο  $\bigcirc$ . .

**Figure 6.** Inclusion in the Adobe-Japan1-6 glyph set: <u>https://www.adobe.com/content/dam/acom/en/devnet/font/pdfs/5078.Adobe-Japan1-6.pdf</u>

ISO/IEC JTC 1 PROPOSAL SUMMARY FORM TO FOR ADDITIONS TO THE REPI Please fill all the sectio Please read Principles and Procedures Document (P & P) from .http: and details before Please ensure you are using the latest Form from .http:	D ACCOMPANY SUBMISSIONS ERTOIRE OF ISO/IEC 10646 <sup>1</sup> ns A, B and C below. <u>b://std.dkuug.dk/JTC1/SC2/WG2/docs/principles.html</u> for guidelines filling this form. //std.dkuug.dk/JTC1/SC2/WG2/docs/summaryform.html.
See also . <u>http://std.dkuug.dk/JTC1/SC2/WG2/</u>	docs/roadmaps.html_ for latest Roadmaps.
A. Administrative	
	VBOL FOR TYPE A ELECTRONICS
<ol> <li>Requester type (Member body/Liaison/Individual contribution</li> <li>Submission date:</li> <li>Requester's reference (if applicable):</li> <li>Choose one of the following: This is a complete proposal:</li> </ol>	luardo Marín Silva ): Individual contribution 11/05/2018 
(or) More information will be provided later:	
B. Technical – General     1. Choose one of the following:     a. This proposal is for a new script (set of characters):     Proposed name of script:     The proposed name of script:     The proposed name of script:	
b. The proposal is for addition of character(s) to an existin	-
	Ideographic Symbols and Punctuation
<ol> <li>Number of characters in proposal:</li> <li>Proposed category (select one from below - see section 2.2)</li> </ol>	
<ul> <li>A-Contemporary B.1-Specialized (small collection)</li> <li>C-Major extinct D-Attested extinct</li> <li>F-Archaic Hieroglyphic or Ideographic</li> <li>4. Is a repertoire including character names provided?</li> <li>a. If YES, are the names in accordance with the "character in Annex L of P&amp;P document?</li> <li>b. Are the character shapes attached in a legible form suited of the statement of the statement</li></ul>	B.2-Specialized (large collection) E-Minor extinct G-Obscure or questionable usage symbols Yes er naming guidelines" Yes
<ul> <li>5. Fonts related:</li> <li>a. Who will provide the appropriate computerized font to t standard?</li> <li>b. Identify the party granting a license for use of the font to</li> </ul>	
<ul> <li>6. References:</li> <li>a. Are references (to other character sets, dictionaries, de</li> <li>b. Are published examples of use (such as samples from of proposed characters attached?</li> </ul>	
7. Special encoding issues: Does the proposal address other aspects of character dat presentation, sorting, searching, indexing, transliteration e	
8. Additional Information:	
Submitters are invited to provide any additional information about that will assist in correct understanding of and correct linguistic Examples of such properties are: Casing information, Numeric information such as line breaks, widths etc., Combining behavior Collation behaviour, relevance in Mark Up contexts, Compatibili related information. See the Unicode standard at <a href="http://www.unicode.org/reported-to-information-needed">http://www.unicode.org/reported-to-information</a> See the Unicode standard at	

<sup>.&</sup>lt;sup>1</sup> Form number: N4502-F (Original 1994-10-14; Revised 1995-01, 1995-04, 1996-04, 1996-08, 1999-03, 2001-05, 2001-09, 2003-11, 2005-01, 2005-09, 2005-10, 2005-10, 2007-03, 2008-05, 2009-11, 2011-03, 2012-01)

#### C. Technical - Justification

1. Has this proposal for addition of character(s) been submitted before?	Yes
If YES explain This addresses the issues raised last time.	
2. Has contact been made to members of the user community (for example: National Body,	
user groups of the script or characters, other experts, etc.)?	No
If YES, with whom?	
If YES, available relevant documents:	
3. Information on the user community for the proposed characters (for example:	
size, demographics, information technology use, or publishing use) is included?	No
Reference:	
4. The context of use for the proposed characters (type of use; common or rare)	common
Reference: http://www.s-ninsho.com/s_history.html	
5. Are the proposed characters in current use by the user community?	No
If YES, where? Reference:	
6. After giving due considerations to the principles in the P&P document must the proposed characters	s be entirely
in the BMP?	No
If YES, is a rationale provided?	
If YES, reference:	
7. Should the proposed characters be kept together in a contiguous range (rather than being scattered	l)? n/a
8. Can any of the proposed characters be considered a presentation form of an existing	
character or character sequence?	No
If YES, is a rationale for its inclusion provided?	
If YES, reference:	
9. Can any of the proposed characters be encoded using a composed character sequence of either	
existing characters or other proposed characters?	Yes
If YES, is a rationale for its inclusion provided?	Yes
If YES, reference: Why atomic encoding is better	
10. Can any of the proposed character(s) be considered to be similar (in appearance or function)	
to, or could be confused with, an existing character?	No
If YES, is a rationale for its inclusion provided?	
If YES, reference:	
11. Does the proposal include use of combining characters and/or use of composite sequences?	No
If YES, is a rationale for such use provided?	
If YES, reference:	
Is a list of composite sequences and their corresponding glyph images (graphic symbols) provid	ed?
If YES, reference:	
12. Does the proposal contain characters with any special properties such as	
control function or similar semantics?	No
If YES, describe in detail (include attachment if necessary)	
13. Does the proposal contain any Ideographic compatibility characters?	No
If YES, are the equivalent corresponding unified ideographic characters identified?	
If YES, reference:	